

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額 (47,100円～137,700円)	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,523,853 千円	664,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額 (39,700円～72,800円)				
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師 [医(-)]: 支給限度額 月額413,300円 獣医師: 支給限度額 月額30,000円	異	獣医師を支給対象	143,251 千円	1,077,000 円
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円	異			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算: 1人あたり月額 5,000円	同		3,605,053 千円	268,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。 家賃の額に応じて支給。 支給限度額: 月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同		2,287,254 千円	315,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同			
	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。支給限度額: 1箇月当たり55,000円	同			
	②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額: 月額55,000円 (通勤距離が95km以上の場合)	異	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円(60km以上)を上回る額を支給	2,846,750 千円	166,000 円
	③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額: 1箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額: 月額70,000円	同		663,945 千円	505,000 円
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額: 給料等×支給割合 (25/100～4/100)	異	給料等の算出方法が異なる		
	※準ずる手当 月額: 給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異	給料等の算出方法等が異なる		
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不便な地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。 (小・中学校) 月額: 給料等×支給割合 (25/100～4/100)			3,541,843 千円	914,000 円
	※準ずる手当 月額: 給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)				

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)															
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員, 林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×8/100</li> <li>農業開発総合センターの普及指導員, 森林技術総合センターの林業普及指導員, 水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×6/100</li> </ul>			83,922 千円	331,000 円															
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 ×支給割合(25/100)	同		194,838 千円	142,000 円															
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 ×支給割合(135/100)	同		560,682 千円	308,000 円															
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の宿日直勤務 4,200円/回</li> <li>医師・歯科医師の宿日直勤務(知事部局) 20,000円/回</li> <li>特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回</li> </ul>	同		605,016 千円	316,000 円															
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日等</th> <th>平日夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・部長級</td> <td>12,000円/回</td> <td>6,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・次長級</td> <td>10,000円/回</td> <td>5,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・課長級</td> <td>8,000円/回</td> <td>4,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・補佐級</td> <td>6,000円/回</td> <td>3,000円/回</td> </tr> </tbody> </table> ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。		週休日等	平日夜間	・部長級	12,000円/回	6,000円/回	・次長級	10,000円/回	5,000円/回	・課長級	8,000円/回	4,000円/回	・補佐級	6,000円/回	3,000円/回	同		8,731 千円	107,000 円
	週休日等	平日夜間																			
・部長級	12,000円/回	6,000円/回																			
・次長級	10,000円/回	5,000円/回																			
・課長級	8,000円/回	4,000円/回																			
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回																			
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円)</li> <li>〃 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円)</li> <li>〃 60日を超える期間 3,970円(5,140円)</li> </ul> ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 ( )はその他の施設に宿泊する場合。			0 千円	0 円															
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ2,000円～8,000円を支給			1,007,539 千円	71,000 円															
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円			13,549 千円	322,000 円															
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円			129,110 千円	314,000 円															

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	知事 副知事	1,116,000円（減額前 1,240,000円） 970,000円
報酬	議長 副議長 議長 副議長	970,000円 870,000円 780,000円
期末手当	知事 副知事 副議長 副議長	（平成27年度支給割合） 3.15月分 （20%加算措置あり）
退職手当	知事 副知事	（算定方式） （1期の手当額）（支給時期） 1,240,000円×2/3×勤続月数＝39,679,999円（任期毎） （48月） 970,000円×1/2×勤続月数＝23,280,000円（任期毎） （48月）

(注) 1 給料及び報酬は、減額措置後の額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

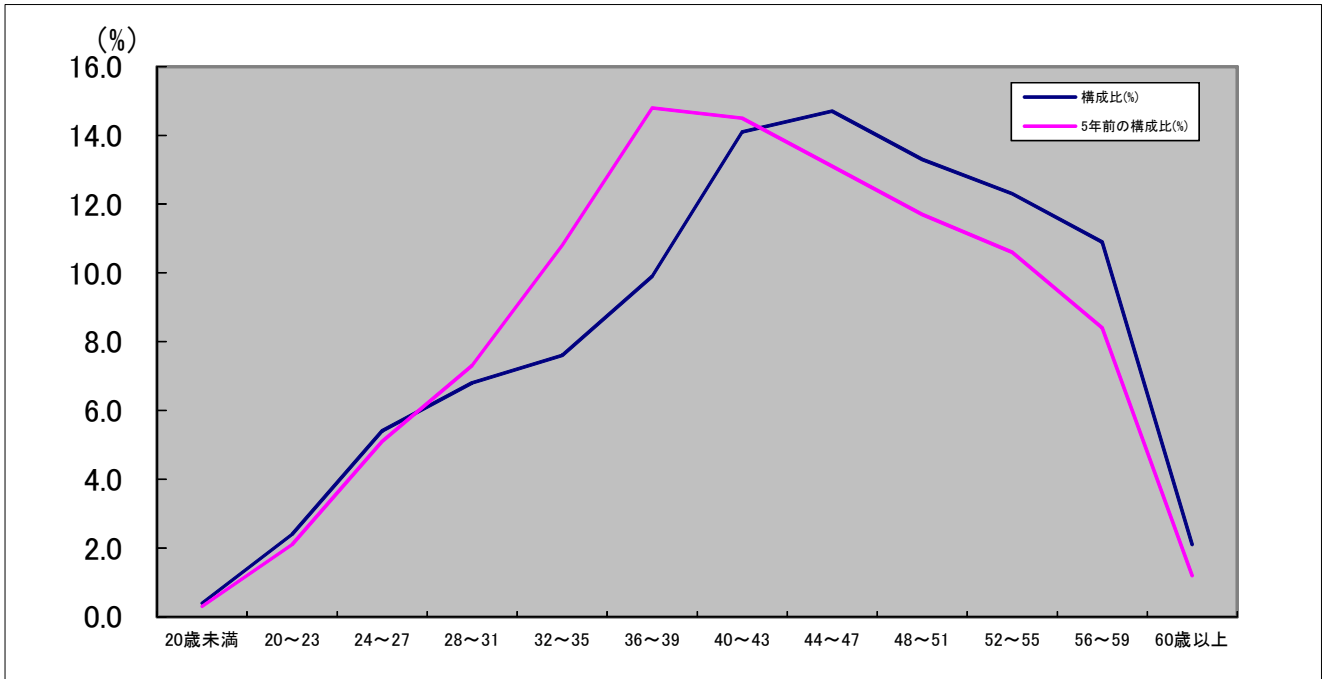
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
一般行政部門	議会	35	36	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の見直し等による減</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>増事由</b>  <b>【総務企画部門】</b>                      国民体育大会の開催に向けた体制強化                      楼門等建設推進室の設置  <b>【民生部門】</b>                      国民健康保険制度改革への対応  <b>減事由</b>                      国民文化祭室の廃止                 </div>
	総務企画	876	856	△ 20	
	税務	191	186	△ 5	
	民生	443	453	10	
	衛生	679	683	4	
	労働	95	95	0	
	農林水産	1,648	1,633	△ 15	
	商工	185	189	4	
	土木	919	922	3	
	小計	5,071	5,053	△ 18	
特別行政部門	教育	15,527	15,406	△ 121	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒数の減による教育部門の定数減等</li> <li>・警察部門職員の採用による増</li> </ul>
	警察	3,450	3,473	23	
	小計	18,977	18,879	△ 98	
公営企業等 会計部門	病院	983	987	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師・看護師等の欠員補充</li> </ul>
	その他	22	22	0	
	小計	1,005	1,009	4	
総合計		25,053 (27,579)	24,941 (27,537)	△ 112 (△ 42)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 ( ) 内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	112	610	1,354	1,708	1,905	2,459	3,506	3,662	3,323	3,071	2,715	516	24,941

(3) 職員数の推移

（単位：人，％）

部門別	年度						過去5年間の増減数（率）
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
一般行政	5,272	5,207	5,117	5,107	5,071	5,053	△219(△4.2%)
教育	15,940	15,854	15,705	15,633	15,527	15,406	△534(△3.4%)
警察	3,378	3,386	3,376	3,437	3,450	3,473	95(2.8%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	24,590	24,447	24,198	24,177	24,048	23,932	△658(△2.7%)
公営企業等会計計	988	979	1,014	995	1,005	1,009	21(2.1%)
総合計	25,578	25,426	25,212	25,172	25,053	24,941	△637(△2.5%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 155,165	千円 28,120	千円 18,021	% 11.6	% 11.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。(資本勘定支弁職員なし)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 4	千円 12,381	千円 1,350	千円 4,290	千円 18,021	千円 4,505	—

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	46.3歳	259,525円	397,682円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,072千円	1,623円	—千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	同	—
1人当たり平均支給額	—	—千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	82千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	21千円
支給実績(26年度決算)	280千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	70千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		千円	円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	同		千円	円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		156 千円	39,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	同		534 千円	133,500 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同		578 千円	144,600 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 一般行政職の「夜勤手当」に相当。	同		千円	円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	同		千円	円

定額 (47,100円～137,700円)

採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額

配偶者 月額 13,000円  
配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円  
※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円

家賃の額に応じて支給。  
支給限度額：月額27,000円  
※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額

①交通機関利用者  
6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。  
支給限度額：1箇月当たり55,000円  
②交通用具使用者  
通勤距離に応じて支給。  
支給限度額：月額55,000円(通勤距離が95km以上の場合)  
③特急、高速道路利用者  
利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。  
支給限度額：1箇月当たり20,000円

①基礎額  
月額30,000円  
②加算額  
職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。  
支給限度額：月額70,000円

勤務1時間当たりの給与額×勤務時間  
× 支給割合(25/100)

・一般の宿日直勤務 4,200円/回  
・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回

	週休日等	平日夜間
・部長級	12,000円/回	6,000円/回
・次長級	10,000円/回	5,000円/回
・課長級	8,000円/回	4,000円/回
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回

※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	17,941,545	1,053,350	9,954,990	55.5	53.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。(資本勘定支弁職員なし)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
27年度	1,107	4,097,499	1,828,168	1,540,802	7,466,469	6,745	—

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	42.5歳	326,403円	563,426円
医師	41.3歳	571,223円	1,392,854円
看護師	41.7歳	293,539円	473,677円
事務職員	47.6歳	362,943円	570,462円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

2 県立病院局は、平成18年度に設置されている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,388千円	1,623千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年		
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)	同	—
1人当たり平均支給額 自己都合 定年 1,152千円 20,656千円		— 千円

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給総額(平成27年度決算)	124,830千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	1,040千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師	22~24%	120人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給総額（27年度決算）		171,201千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		210,320円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		73.5%		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成27年度）	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	助産師，看護師，准看護師，臨床工学技師	感染症患者等の看護作業等に従事	47千円	日額290円
放射線取扱手当	医師，診療放射線技師，看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	3,591千円	日額250円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	18千円	日額290円
夜間看護等手当	①助産師，看護師，准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員（③を除く。） ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額を支給されている職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜（22:00～5:00）時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け，正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け，正規の勤務時間が割り振られた日の22時から翌日5時までの時間において手術等の業務に従事	千円 160,532	① 1回 2,000～ 3,300円 ② 1回 1,620円  ③ 1回 5,000～ 15,000円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員（医師，歯科医師である職員を除く。）のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し，当該専門性に関する業務，研究又は指導に従事	2,033千円	日額250円
麻酔施行業務手当	麻酔科に勤務する医師以外の医師又は歯科医師	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事	4,980千円	1回 20,000円

（注） 特殊勤務手当は，著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	267,899千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	277千円
支給実績（26年度決算）	252,424千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	267千円

（注1） 時間外勤務手当には，休日勤務手当を含む。

（注2） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。



カ その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (27年度決 算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
給料の特別 調整額	管理又は監督の 地位にある職の特 殊性に基づき支 給	定額 (47,100円~137,700円)	同	33,837 千円	1,025,000 円
初任給調整 手当	専門的な知識を 必要とし、採用困 難である医師等 に、採用から一定 期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた 額 医師等の場合 支給限度額：月額413,300円	同	453,979 千円	3,982,000 円
	初任給調整手当加 算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立 つと認められる資格を有する職員 (医師) 及び 資格の取得に向けて業務に精励する職員 (医 師) について支給。 加算額：月額30,000円から50,000円の範囲内	異		
扶養手当	扶養親族のある 職員に支給。	配偶者 月額 13,000円	同	106,590 千円	204,000 円
		配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度 末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000 円			
住居手当	自ら居住するた めの住宅若しくは 単身赴任の職員の 配偶者が居住す るための住宅を借り 家賃を支払う職員 に支給。	家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場 合は1/2の額	同	77,293 千円	238,000 円
通勤手当	交通機関又は交 通用具を利用して 通勤する職員に支 給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同	89,584 千円	123,000 円
		②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円 (通勤距離が95km 以上の場合)	同		
		③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同		
単身赴任手当	異動等に伴い転 居し、やむを得ない 事情により、同 居していた配偶者 と別居し単身で生 活する職員に支 給。	①基礎額 月額30,000円	同	45,216 千円	466,000 円
		②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて 支給。 支給限度額：月額70,000円			
特地勤務手当	離島等の生活不 便な地に所在する 公署に勤務する職 員に支給。また、 異動等に伴い住居 移転する場合は、 準ずる手当を支 給。	月額：給料等×支給割合(25/100~4/100)	同	204,308 千円	490,000 円
		※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100、移転後6年目2/100)	同		
夜勤手当	正規の勤務時間 として午後10時か ら翌日午前5時ま での間に勤務する ことを命ぜられた 職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 ×支給割合(25/100)	同	97,741 千円	184,000 円
休日給	休日等における 正規の勤務時間中 に勤務することを 命ぜられた職員に 支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 ×支給割合(135/100)	同	78,444 千円	93,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命 ぜられた職員に支 給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤 5,900円/回 務	同	77,247 千円	434,000 円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が、臨時 又は緊急の必要等 により、週休日・ 休日及び平日の午 前0時から午前5 時までの間に勤務 した場合に支給。	週休日等 平日夜間 ・部長級 12,000円/回 6,000円/回 ・次長級 10,000円/回 5,000円/回 ・課長級 8,000円/回 4,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 3,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍す る。	同	320 千円	80,000 円